

# いじめ防止基本方針

練馬区立大泉西小学校

## ◇いじめに関する基本姿勢

本校では、全教職員が「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」「どの学校・学級でも起こりうるものである」「いじめはどの子にも起こり得るものである」との基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で取り組む。

そして、いかなる理由があってもいじめを受けた児童の側に寄り添い、組織で対応するとともに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するために、ここに大泉西小学校いじめ防止基本方針を定める。

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### ◇いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【いじめの基本認識】

- ①全教育活動を通じ、誰もが安心して生き生きと生活できる学校づくりを目指す。
- ②いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではなく、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ④常にいじめられている児童の立場で考えることを徹底し、学校内に児童の悩みを受け入れる相談体制を整備するとともに、児童に対して定期的なアンケート（年3回）や教育相談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑤日頃から、児童と教師の信頼関係を築くとともに、保護者との連携を深める

## Ⅱ いじめの未然防止に向けて

### 【1 いじめのサインを見逃さない】

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感を持っていじめを認知するよう努める。
- ②定期的なアンケート調査及び聞き取り（年6回）や教育相談の実施、また、日常の観察や声かけから、個別の状況把握に努める。
- ③休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との情報交換や家庭訪問の機会を活用する。

#### こんな様子が見られたら

- 遅刻・欠席が増える
- 教室に入りたがらない
- 急に学習への意欲を失う
- 当番活動や休み時間に一人である場面が多い
- 休み時間は、職員室や保健室、ホットルームの近くにいる
- 紛失物が多くなる
- 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える
- 給食を食べ残すことが多くなる
- からかわれることが多くなる
- 遊びの仲間に入れない
- 表情が暗くなる
- 仕事を押し付けられる
- ケガやキズが多くなる



#### 迅速な対応を心がける

- 当該児童の様子を注意深く見守る
- 自然な声かけを行い、教師との人間関係を築く
- 親身になって本人から話を聞き出す
- 他の教職員から情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう
- 様子がおかしい場合は、初期の段階から管理職に報告する
- 速やかに家庭と連絡をとる
- スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と連携を図る
- 日常の教育活動の中に、望ましい人間関係を気付くための指導を取り入れる

## 【2 いじめの未然防止のための具体的な取組】

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい、自己肯定感や自尊感情を高めることができるように努める。

### ①子どもにとって安心して安全な学校づくり

- ・いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気を作らせる。
- ・基本的な生活習慣のルールや学習規律を守るための全校体制で一貫して取り組む。

### ②担任の学級経営力を高めるための日常的な努力

- ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標を設定する。
- ・ルールや秩序が守られ、「安心・安全」が保証された学級づくりを推進する。
- ・教師と子ども、子ども同士に心のつながりのある人間関係づくりを推進する。

### ③一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり

- ・基礎基本の確実な定着を図るとともに、達成感や成就感を味わえる学習活動の実践に取り組む。
- ・かかわり合いの中で、自分の学びを高めることができる授業づくりに取り組む。
- ・学びを振り返り、成長した自分を実感できる授業づくりを推進する。
- ・配慮を要する児童に対するきめ細かな個別指導の実施を推進する。

### ④自己有用感や自己肯定感を高める活動の推進

- ・互いのよさを認め合う「学び合い」を大切にしたい授業づくりに取り組む。
- ・あたたかい言語環境を育む「ほかほか言葉」の取組の充実を図る。

### ⑤基本的な生活習慣や規範意識を育む活動の推進

- ・小中連携グループを基盤として、共通の基本的な生活習慣の項目を検討し、大西小の実態をふまえ「大西スタンダード」としてまとめ、実践に取り組む。
- ・児童の連帯感や規範意識を高める異学年交流や縦割り活動を推進する。
- ・全校で「あいさつ運動」を実施し、各学年の発達段階に応じた形で取り組む。

### ⑥生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育や人権教育の推進

- ・さまざまな体験学習と関連させた道徳の学習を展開する。
- ・他者のよいところを理解し、認め合える力や、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育む活動を推進する。
- ・人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。

### Ⅲ いじめの早期発見のあり方と手立て ～起こる前の手立てを最優先に～

#### 【1 早期発見に向けた取り組み】

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を常に持ち、日ごろから児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。また、児童が発する小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。

- いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
  - ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
  - ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめに係るアンケート調査
  - ・年6回のいじめ調査アンケート及び聞き取りの実施とその対応
- 学習や生活のふり返りの推進
  - ・授業中のふり返りカードを活用した子どもたちの思いと願いの把握
  - ・一日の始まりと終わりの会の充実
- 普段の子どもたちの見取りと情報交換
  - ・日々の授業の充実
  - ・自己有用感、自己肯定感、自尊感情の醸成

#### 【2 早期発見に向けた組織】

- 教職員間の情報交換の推進
  - ・情報交換、情報共有の日常化
  - ・特に学年間の情報交換を重視
  - ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換
  - ・保健室や教育相談員からの情報提供とその共有
  - ・児童からの情報の活用
- 教育相談体制の充実
  - ・気になる児童への定期的な相談の実施
  - ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員による相談体制の確立
  - ・副校長や担当への報告、連絡、相談の徹底
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援委員会の推進
  - ・気になる児童の実態把握と適切な支援への助言
  - ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり
- 保護者から相談に対する窓口の一本化
  - ・副校長を窓口として、いじめの通報や情報に対応
  - ・全教職員への報告と周知

### 【3 相談しやすい環境づくり】

児童が教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを相談したために、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたり、仕返しされたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、対応することが大切である。

#### (1) 本人からの訴え

##### ①心身の安全を保障する

「あなたが悪いのではない」「あなたのことは全力で守る」ことをはっきり伝え、いじめにあった児童を守る手立てを考え、全教職員が方針のもとに組織的に対応する。いじめにあった児童にとって信頼できる人と連携し、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる教育環境を確保する。

##### ②事実関係を把握し、気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢を大切にし、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう配慮する。

#### (2) 周りの児童からの訴えには

①いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。

②「よく教えてくれたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

#### (3) 保護者からの訴えには

①保護者がいじめに気付いた時、すぐに学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

②問題が起こった時の連絡だけでなく、問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築けるよう、日頃から児童のよいところや学校の様子について連絡する。

③児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解した上で、状況等を説明する。

### 【3 さまざまな場面でのいじめのサインの具体例】

#### 【具体的ないじめの様態】

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

#### 【学校におけるいじめのサインの具体例】

- 急な体調不良
- 遅刻や早退の増加
- 授業開始前の机、椅子学用品等乱雑さ
- 学用品、教科書体育着等の紛失
- 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参
- 保健室への来増加
- 日頃交流のない児童と行動
- 多数児童からの執拗な質問や反駁
- 発言や動に対する皮肉失笑、笑い
- 凶工や家庭科、書写等での衣服過度な汚れ
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- 業間や休み時間の単独行動
- 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避・逃避 等

#### 【家庭でのいじめサインの具体例】

- 登校しぶり
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏顕著化
- 教師や友だちへの批判増加
- 隠し事の発覚
- 家庭でのお金紛失
- 荒くなる金遣い
- 長時間の電話や過度に丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ
- 体への傷やいたずら痕跡
- 保護者来校の拒絶
- 過度なネットへの対応 他

#### 【地域で見られるいじめのサインの具体例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。
- 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

### 【見えにくいいじめを見逃さないために】

#### ●いじめは大人の見えないところで行われている

##### ①<時間と場所>

無視、メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる

##### ②<カモフラージュ>

遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われる

#### ●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童は、次のような心理が働くものである。

①親に心配をかけたくない

②いじめられる自分はダメな人間だ

③訴えても大人は信用できない

④訴えたらその仕返しが怖い

#### ●メールやインターネット上のいじめは最も見えにくい

メールやネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「着信メールがあっても出ようとしない」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合はすぐに学校へ連絡するよう家庭との連携を図る。

#### 《ネット上のいじめへの対応》

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。
- ②具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援をを求めるなどの措置をとる。
- ③家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関するリーフレットの配布や情報モラル講習会を活用するなど啓発に努める。

## IV いじめ発生時の早期対応

### 【独自の判断は禁物！素早く対応】

×「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」…  
などの考えは捨てる。

- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

## 【1 いじめ対応の基本的な流れ】

### いじめの情報

- ◇学校いじめ対策委員会の招集
- ◇いじめられた児童を徹底して守る
- ◇見守り体制の整備（朝、休み時間、清掃時間、放課後等）

### 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を教諭し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

### 指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

### 児童への指導・支援

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

### 今後の対応

- 継続的に指導・支援を行う。
- カウンセラーを活用し、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実、学級経営の充実に努める。

### 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、学校との連携方法を話し合う。



## 【2 いじめ発見時の緊急対応】

### (1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

①いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等に慎重に配慮する。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。

②いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。

### (2) 事実確認と情報の共有

①いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

②保護者対応は、複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に対応する。

③短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### 把握すべき情報

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？
- ◆ いつ、どこで起こったか？
- ◆ どのような内容のいじめか？どんな被害を受けたか？
- ◆ いじめのきっかけは何か？
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか

#### 要注意

児童の個人情報については取扱いに十分注意する

## 【3 いじめが発生した場合の対応】

### (1) 迅速な事実確認

#### ①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→副校長→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、副校長へ提出する。
- ・副校長により、第1次緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。

#### <報告書の内容>

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報受信者

## ②緊急対応会議

### 【緊急対応会議】

当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

- (1) 構成人員 ○校長 ○副校長 ○教務 ○生活指導主任 ○担任  
○学年主任・学年教員 ○養護教諭  
○特別支援教育コーディネーター ○スクールカウンセラー  
○心のふれあい相談員
- (2) 資料 □ いじめ発見報告書 □ 被害・加害児童の個人カード
- (3) 会議内容
- ①事実確認のための必要事項
- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
  - ・いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
  - ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
  - ・本件について家庭が知っていること
  - ・教職員や周辺児童が知っていること
  - ・これまでの問題行動等
- ②事実確認の計画
- ・事実確認のための役割分担
  - ・被害児童への聞き取り
  - ・加害児童への聞き取り
  - ・周辺児童への聞き取り
  - ・該当児童保護者への連絡

## ③事実確認の実施

### (1) いじめられた児童への聞き取り

- ・事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- ・必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めることができるようにする。

### (2) いじめた児童への聞き取り

- ・いじめた気持ちや状況など十分に聞き取り、その背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするとともに、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた児童の気持ちを認識させる。
- ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- ・「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

(3) まわりの児童への聞き取り

- ・事実を確認する段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する立場になれるよう指導する。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- ・はやし立てたり、同調したり、見て見ぬふりをする行為も、いじめであることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・学校での様子は詳細に家庭に連絡する旨を伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも連絡をもらうようにする。

(5) いじめた児童の保護者に対して

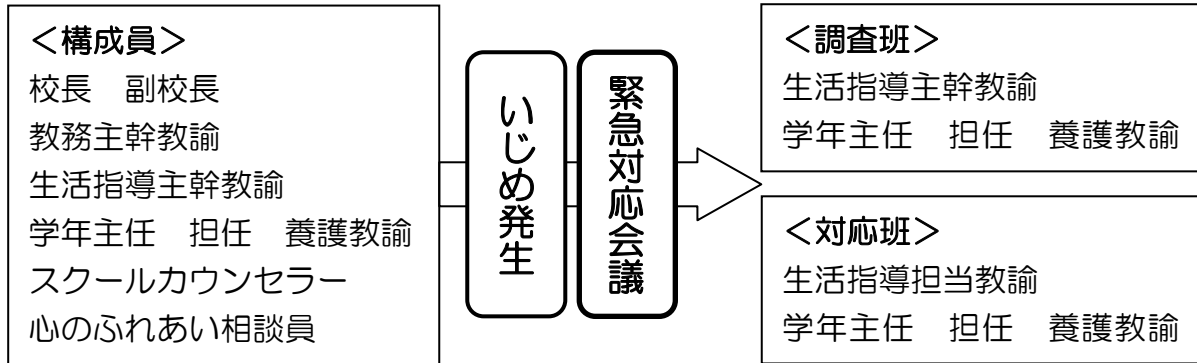
- ・いじめた事実を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させるとともに、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

④迅速な対応のために

	《対応が遅れる要因例》	➡	《早期対応が図れる体制》
学校の雰囲気	「私の学級にはいじめは起きないだろう」	<b>考え方 の 転換</b>	「いじめはどの学級にも起こり得る。気付いていないのかも」
教職員の意識	「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう」		「注意深く、学級の様子をみていこう」
いじめの兆候	「いじめ？子どもたちで解決させよう」		「いじめかも？管理職に相談しよう」

## V 学校いじめ対策委員会の設置

### 【学校いじめ対策委員会の設置】



## VI 生命または身体の安全が脅かされるなどの重大な事案が発生した場合

### 【重大な事案とは・・・】

- 身体に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 自殺を企図した場合
- 児童及びその保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- 学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要であると考  
えた場合
- いじめを原因として相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

### (年間30日を目安)

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、いじめ問題対応委員会が中心となり、報告・調査に当たる。

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。
- 事案により、当事者の同意を得た上で、説明文の配布や緊急保護者会を開催する。
- 事案により、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を校長に一本化し、誠実な対応に努める。
- 事案により、弁護士や学識経験者、進路の専門家などの参加を求め、当該調査の公平性や中立性を確保する。